

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十号

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 多機能型に関する特例（第八十九条―第九十一条）」を「第九章 第十章

多機能型に関する特例（第八十九条―第九十一条）

雑則（第九十二条）

」に改める。

本則に次の一章を加える。

第十章 雑則

第九十二条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。